

千葉県告示第344号

国家戦略特別区域法第20条の5第4項の規定により薬局に係る特定処方箋薬剤遠隔指導事業について登録したので、同条第23項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 きらり薬局 若松町店

(1) 薬局の所在地

千葉県若葉区若松町545-9

(2) 登録番号

千遠第0026号

(3) 登録等年月日

令和2年4月14日

2 きらり薬局 千葉中央店

(1) 薬局の所在地

千葉市中央区本町3-1-18 山半壺番館1F

(2) 登録番号

千遠第0027号

(3) 登録等年月日

令和2年4月14日